

3

「社労士診断認証制度」
プラスアルファ（介護業向け）項目について

社労士診断認証制度の「経営労務診断」で「適合」の認証マークを取得した企業から、さらなる調査結果への信頼性を高めるために、より詳しい診断を求められる場合があります。

令和3年10月号で取り上げた未払賃金に関するプラスアルファ項目、同年12月号で取り上げた建設業向けプラスアルファ項目に続き、介護業に特化したプラスアルファ10項目を公開しましたので、お知らせします。

介護業は、高齢社会にとって欠かせない業種となっており、ますますその需要が高まっています。しかし、人材供給とのバランスがとれておらず、賃金水準の低さも大きな課題となっています。介護業の事業収入の増加も難しい状況の中、非正規や高齢の

従業員が多いという特性を踏まえた賃金の配分方法＝評価方法に工夫が求められます。そして、他社へ転職しやすい業種であることから、人材の確保が最重要課題となっています。それらの問題解決のため、事業の労務コンプライアンスを整備し、従業員が働きやすい職場、やりがいの持てる職場、選ばれる職場にしていくことが、喫緊の課題です。

介護業は業務の性質上、深夜にわたる労働時間に関する知識等も必要です。さらに、労働災害が増える中、それを防止する方策や安全推進者の設置についても、社労士が行うべきアドバイスとして見落とせない点です。

なお、この追加診断項目については、「適合」の判断には当面加えないこととします。

【プラスアルファ（介護業）項目】

✓	番号	診断基準
	1	一箇月単位の変形労働時間制をとっている場合、定めた内容を労使協定又は就業規則に記載しているか。
	2	1で定めたものを、労働基準監督署へ届け出ているか。
	3	断続的な宿直又は日直勤務許可申請、監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請、あるいは断続的労働及び断続的労働に従事する者の減額特例をとる場合、労働基準監督署の許可を得ているか。また、その許可内容どおりに実施されており、許可期間は切れていないか。
	4	3の場合、賃金が正しく支給されているか。
	5	訪問介護の場合、休業手当は適正に規定され、支給されているか。
	6	訪問介護の場合、労働時間に含める内容は適切か。
	7	夜勤者の離職票の1日のカウントは適正か。
	8	夜勤者の社会保険の手続きにおいて、支払基礎日数のカウントは適正か。
	9	深夜業務従事者に、年2回の特定健康診断を受診させているか。
	10	給食従事者の検便は適切に行なわれているか。

※ 「社労士診断認証制度」プラスアルファ（介護業）の診断シート及び解説はウェブサイト「経営労務診断のひろば」(<https://www.sr-shindan.jp/>)の社労士会員ページ「資料ダウンロード」からダウンロードをしてください。この診断シートは、診断をする際に使用したり、企業にお渡しするためのもので、プラスアルファ（介護業向け）10項目と法令等をA4判の裏表2枚にまとめています。解説は、項目ごとの基準及び留意点と関連法令などを示しています。